

公表・閲覧用

令和4年度

土木関係設計単価

【令和5年3月1日改定】

山形県県土整備部

# 土木関係設計単価の公表について

- 1 この『土木関係設計単価』は、県土整備部発注工事に係わる積算業務の適正化及び効率化を図るために作成したものである。
- 2 本書に掲載する単価は、消費税抜きの単価として、使用頻度の高い資材の標準的な価格を収録したものである。
- 3 本書に掲載されていない資材などの使用を制限するものではない。
- 4 本書に品名や規格のみが記載されている資材単価等は、月刊建設物価及び月刊積算資料の刊行物及び電子版を根拠としており、山形県では著作権を有していないため、単価は公表しない。
- 5 『個別対応』と掲載する単価については、『土木関係設計単価』として決定していない単価である。
- 6 掲載する単価の決定方法については、別に公表する『山形県県土整備部積算基準及び設計単価等決定要領』に基づくものである。
- 7 本書の閲覧場所は、県土整備部建設企画課及び各総合支庁（地域振興局を含む）建設部建設総務課とする。
- 8 本書に記載されている内容を利用して、二次的著作物や無断で電子媒体等を作成することを禁じる。
- 9 本書に掲載する単価は、市場取引の実態を調査結果を反映したものであり、個々の見積りや取引価格を拘束するものではない。
- 10 本書の使用や使用不能の結果として、直接的若しくは間接的な損害や損失等が生じたとしても、県土整備部は一切の責任を負わない。
- 11 本書の内容に関する問い合わせには応じない。
- 12 施行期日 令和5年3月1日から施行

単価改定年月日	適用
令和4年 4月 1日	新年度制定 (4/1~)
令和4年 7月 1日	定期改定 (7/1~)
令和4年 8月 1日	臨時改定 (8/1~)
令和4年 9月 1日	臨時改定 (9/1~)
令和4年10月 1日	定期改定 (10/1~)
令和4年11月 1日	臨時改定 (11/1~)
令和4年12月 1日	臨時改定 (12/1~)
令和5年 1月 1日	定期改定 (1/1~)
令和5年 2月 1日	臨時改定 (2/1~)
令和5年 3月 1日	臨時改定 (3/1~)

## 2 一般労務単価

単価コード	職 種 名	世代	労務単価	割増対象 賃金比 (A)	1時間当たり割増賃金係数K			摘 要
					時間外 A/8*1.25	休 日 A/8*1.35	深 夜 A/8*0.25	
	特殊作業員	4/1～	24,300	0.786	0.123	0.133	0.025	
		3/1～	25,200	0.784	0.123	0.132	0.025	
	普通作業員	4/1～	18,900	0.856	0.134	0.144	0.027	
		3/1～	20,000	0.852	0.133	0.144	0.027	
	軽作業員	4/1～	16,600	0.903	0.141	0.152	0.028	
		3/1～	17,500	0.882	0.138	0.149	0.028	
	造園工	4/1～	21,600	0.777	0.121	0.131	0.024	
		3/1～	22,200	0.788	0.123	0.133	0.025	
	法面工	4/1～	27,500	0.827	0.129	0.140	0.026	
		3/1～	27,900	0.820	0.128	0.138	0.026	
	とび工	4/1～	25,900	0.870	0.136	0.147	0.027	
		3/1～	27,100	0.860	0.134	0.145	0.027	
	石工	4/1～	26,300	0.943	0.147	0.159	0.029	
		3/1～	27,400	0.861	0.135	0.145	0.027	
	ブロック工	4/1～	26,600	0.855	0.134	0.144	0.027	
		3/1～	27,300	0.795	0.124	0.134	0.025	
	電工	4/1～	22,400	0.709	0.111	0.120	0.022	
		3/1～	24,000	0.721	0.113	0.122	0.023	
	鉄筋工	4/1～	29,100	0.886	0.138	0.150	0.028	
		3/1～	29,700	0.877	0.137	0.148	0.027	
	鉄骨工	4/1～	26,600	0.787	0.123	0.133	0.025	
		3/1～	27,700	0.813	0.127	0.137	0.025	
	塗装工	4/1～	28,300	0.814	0.127	0.137	0.025	
		3/1～	28,800	0.829	0.130	0.140	0.026	
	溶接工	4/1～	27,500	0.840	0.131	0.142	0.026	
		3/1～	28,800	0.823	0.129	0.139	0.026	
	運転手（特殊）	4/1～	26,000	0.805	0.126	0.136	0.025	
		3/1～	27,100	0.796	0.124	0.134	0.025	
	運転手（一般）	4/1～	22,900	0.828	0.129	0.140	0.026	
		3/1～	23,800	0.821	0.128	0.139	0.026	
	潜かん工	4/1～	36,400	0.884	0.138	0.149	0.028	
		3/1～	36,900	0.926	0.145	0.156	0.029	
	潜かん世話役	4/1～	43,300	0.652	0.102	0.110	0.020	
		3/1～	45,900	0.776	0.121	0.131	0.024	
	さく岩工	4/1～	32,000	0.783	0.122	0.132	0.024	
		3/1～	32,000	0.760	0.119	0.128	0.024	
	トンネル特殊工	4/1～	37,800	0.958	0.150	0.162	0.030	
		3/1～	40,300	0.962	0.150	0.162	0.030	
	トンネル作業員	4/1～	27,200	0.948	0.148	0.160	0.030	
		3/1～	28,300	0.951	0.149	0.160	0.030	
	トンネル世話役	4/1～	38,100	0.959	0.150	0.162	0.030	
		3/1～	40,600	0.928	0.145	0.157	0.029	
	橋りょう特殊工	4/1～	31,500	0.885	0.138	0.149	0.028	
		3/1～	32,000	0.838	0.131	0.141	0.026	

注1) 掲載する労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。

注2) 掲載する労務単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。

注3) 掲載する労務単価には、時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた手当等は含まれていない。

注4) 掲載する労務単価は、労働者に支払われる賃金に係るものであり、現場管理費及び一般管理費等の諸経費は含まれない。例えば、交通誘導員の単価には、警備会社に必要な諸経費が含まれていない。

注5) 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用は工事費の積算上、現場管理費等に含まれている。

単価コード	職 種 名	世代	労務単価	割増対象 賃金比 (A)	1時間当たり割増賃金係数K			摘 要
					時間外 A/8*1.25	休 日 A/8*1.35	深 夜 A/8*0.25	
	橋りょう塗装工	4/1～	34,800	0.895	0.140	0.151	0.028	
		3/1～	36,300	0.864	0.135	0.146	0.027	
	橋りょう世話役	4/1～	38,900	0.790	0.123	0.133	0.025	
		3/1～	41,300	0.793	0.124	0.134	0.025	
	土木一般世話役	4/1～	27,800	0.777	0.121	0.131	0.024	
		3/1～	29,000	0.772	0.121	0.130	0.024	
	高級船員	4/1～	29,500	0.713	0.111	0.120	0.022	
		3/1～	30,400	0.744	0.116	0.126	0.023	
	普通船員	4/1～	24,300	0.733	0.115	0.124	0.023	
		3/1～	25,000	0.738	0.115	0.125	0.023	
	潜水士	4/1～	50,400	0.826	0.129	0.139	0.026	
		3/1～	52,900	0.810	0.127	0.137	0.025	
	潜水連絡員	4/1～	32,400	0.904	0.141	0.153	0.028	
		3/1～	34,500	0.873	0.136	0.147	0.027	
	潜水送気員	4/1～	31,800	0.878	0.137	0.148	0.027	
		3/1～	33,900	0.886	0.138	0.150	0.028	
	山林砂防工	4/1～	28,800	0.809	0.126	0.137	0.025	
		3/1～	30,100	0.727	0.114	0.123	0.023	
	軌道工	4/1～	31,300	0.783	0.122	0.132	0.024	
		3/1～	32,300	0.840	0.131	0.142	0.026	
	型わく工	4/1～	28,900	0.911	0.142	0.154	0.028	
		3/1～	29,500	0.901	0.141	0.152	0.028	
	大工	4/1～	26,000	0.911	0.142	0.154	0.028	
		3/1～	27,700	0.925	0.145	0.156	0.029	
	左官	4/1～	26,600	0.847	0.132	0.143	0.026	
		3/1～	28,300	0.871	0.136	0.147	0.027	
	配管工	4/1～	23,200	0.760	0.119	0.128	0.024	
		3/1～	24,400	0.746	0.117	0.126	0.023	
	はつり工	4/1～	24,500	0.868	0.136	0.146	0.027	
		3/1～	26,000	0.856	0.134	0.144	0.027	
	防水工	4/1～	27,700	0.796	0.124	0.134	0.025	
		3/1～	29,500	0.773	0.121	0.130	0.024	
	板金工	4/1～	25,600	0.809	0.126	0.137	0.025	
		3/1～	27,000	0.721	0.113	0.122	0.023	
	タイル工	4/1～	21,200	0.892	0.139	0.151	0.028	
		3/1～	22,000	0.861	0.135	0.145	0.027	
	サッシ工	4/1～	27,500	0.773	0.121	0.130	0.024	
		3/1～	27,900	0.769	0.120	0.130	0.024	
	屋根ふき工	4/1～						未設定
		3/1～						
	内装工	4/1～	26,300	0.823	0.129	0.139	0.026	
		3/1～	27,600	0.852	0.133	0.144	0.027	
	ガラス工	4/1～	23,300	0.747	0.117	0.126	0.023	
		3/1～	24,300	0.753	0.118	0.127	0.024	

注1) 掲載する労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。

注2) 掲載する労務単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。

注3) 掲載する労務単価には、時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件又は作業内容を越えた手当等は含まれていない。

注4) 掲載する労務単価は、労働者に支払われる賃金に係るものであり、現場管理費及び一般管理費等の諸経費は含まれない。例えば、交通誘導員の単価には、警備会社に必要な諸経費が含まれていない。

注5) 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用は工事費の積算上、現場管理費等に含まれている。

単価コード	職 種 名	世代	労務単価	割増対象 賃金比 (A)	1時間当り割増賃金係数K			摘 要
					時間外 A/8*1.25	休 日 A/8*1.35	深 夜 A/8*0.25	
	建具工	4/1～	22,100	0.787	0.123	0.133	0.025	
		3/1～	23,400	0.839	0.131	0.142	0.026	
	ダクト工	4/1～	21,900	0.749	0.117	0.126	0.023	
		3/1～	22,300	0.739	0.115	0.125	0.023	
	保温工	4/1～	22,700	0.768	0.120	0.130	0.024	
		3/1～	24,400	0.735	0.115	0.124	0.023	
	建築ブロック工	4/1～						未設定
		3/1～						
	設備機械工	4/1～	22,900	0.745	0.116	0.126	0.023	
		3/1～	24,500	0.754	0.118	0.127	0.024	
	交通誘導警備員A	4/1～	16,100	0.861	0.135	0.145	0.027	
		3/1～	17,300	0.843	0.132	0.142	0.026	
	交通誘導警備員B	4/1～	13,500	0.903	0.141	0.152	0.028	
		3/1～	14,400	0.902	0.141	0.152	0.028	

- 注1) 掲載する労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。
- 注2) 掲載する労務単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 注3) 掲載する労務単価には、時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた手当等は含まれていない。
- 注4) 掲載する労務単価は、労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費及び一般管理費等の諸経費は含まれない。例えば、交通誘導員の単価には、警備会社に必要な諸経費が含まれていない。
- 注5) 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用は工事費の積算上、現場管理費等に含まれている。

### 3 土木工事標準積算基準書（国土交通省版I）関係労務単価

単価コード	職 種 名	世代	労務単価	割増対象 賃金比 (A)	1時間当り割増賃金係数K			摘 要
					時間外 A/8*1.25	休 日 A/8*1.35	深 夜 A/8*0.25	
	機械工	4/1～	27,500	0.840	0.131	0.142	0.026	溶接工を適用
		3/1～	28,800	0.823	0.129	0.139	0.026	
	助手	4/1～	18,900	0.856	0.134	0.144	0.027	普通作業員を適用
		3/1～	20,000	0.852	0.133	0.144	0.027	
	機械世話役	4/1～	27,800	0.777	0.121	0.131	0.024	一般世話役を適用
		3/1～	29,000	0.772	0.121	0.130	0.024	
	製作工（橋梁）	4/1～	27,800					鋼橋製作工に適用 割増対象賃金比は未設定
		3/1～	28,700					

- 注1) 掲載する労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。
- 注2) 掲載する労務単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 注3) 掲載する労務単価には、時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた手当等は含まれていない。
- 注4) 掲載する労務単価は、労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費及び一般管理費等の諸経費は含まれない。例えば、交通誘導員の単価には、警備会社に必要な諸経費が含まれていない。
- 注5) 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用は工事費の積算上、現場管理費等に含まれている。

4 機械設備積算基準に係わる労務単価

単価コード	職 種 名	世代	労務単価	割増対象賃金比(A)	1時間当たり割増賃金係数K			摘 要
					時間外 A/8*1.25	休 日 A/8*1.35	深 夜 A/8*0.25	
	機械設備製作工	4/1～	25,500					割増対象賃金比は未設定
		3/1～	28,300					
	機械設備据付工	4/1～	25,600	0.654				
		3/1～	26,800	0.657	0.103	0.111	0.021	

職 種 名	職務の定義・作業内容	対象外
<b>機械設備製作工</b> ※留意事項 「機械設備製作工」については、日当り単価とし、基準内給与（基本給及び諸手当）、通勤手当、賞与、退職金等からなる。 即ち、「機械設備積算基準」の製作原価以外では適用できない。	機械設備の工場製作について相当程度の技能を有し、工場において機械設備の製作に従事する主として次に掲げる作業について主体的業務を行う労働者 a. 原寸図の作成 b. 原材料への野書き c. 原材料の切断 d. 部材の溶接 e. 部材の歪み等の矯正 f. 旋盤、フライス盤等による部材の機械加工 g. 部材及び製造物等の仕上げ加工 h. 個々の部材等の組立及び仮組立（各種調整を含む） i. 電気部品の取付、配線 j. 各製作工程における段取り k. 各製作工程における雑役	①管理職員及び臨時職員 ②事務、設計、調査等に従事する製作工以外の職員 ③老齢厚生年金（在職老齢年金）及び高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金）を受給するために1日当りの給与額を調整している労働者
	直接労務費 間接製作費 設計技術費	
<b>機械設備製作工</b>	(退職金等)	間接労務費 (製造設計)
		工場管理費 (製造設計)
		システム設計
<b>機械設備据付工</b> ※注意事項 「機械設備据付工」は、日当り単価とし、基準内給与（基本給及び諸手当）、通勤手当、賞与等からなり、製作工とは異なり退職金等を含まない単価である。	機械設備の据付について相当程度の技能を有し、設備の据付、調整等について従事する主として次に掲げる作業について主体的業務を行う労働者 a. 据付基準線の芯出し野書き b. 据付用架台等の仮設物設置 c. 各機器の搬入及び吊り込み・固定 d. 部材の溶接 e. 溶接材の歪み等の矯正 f. 溶接部の仕上げ加工 g. ライナー等による据付調整及びボルト等による個々の機器の固定 h. 個々の機器等の接続及び各種調整 i. 機械設備における総合試運転調整 j. 各据付工程における段取り	①現場代理人若しくは主任技術者（監理技術者）としての業務を行う労働者 ②補助的作業及び配管配線等に従事する現地採用の労働者 ③塗装に従事する労働者 ④公共工事労働者調査対象の51職種に該当する労働者 ⑤アルバイト、見習い、補助作業員 ⑥会社の役員、事務局、給食担当者 ⑦老齢厚生年金（在職老齢年金）及び高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金）を受給するために1日当りの給与額を調整している労働者

注1) 掲載する労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。  
 注2) 掲載する労務単価には、時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた手当等は含まれていない。

## 5 電気通信設備工事等の積算に係わる労務単価

単価コード	職 種 名	世代	労務単価	割増対象 賃金比	1時間当り割増賃金係数K			摘 要
					時間外 A/8*1.25	休 日 A/8*1.35	深 夜 A/8*0.25	
	電気通信技術者	4/1～	33,100	0.65				
		3/1～	34,500	0.67	0.105	0.113	0.021	
	電気通信技術員	4/1～	22,300	0.65				
		3/1～	23,200	0.67	0.105	0.113	0.021	

### (1) 職務の定義

#### ① 電気通信技術者

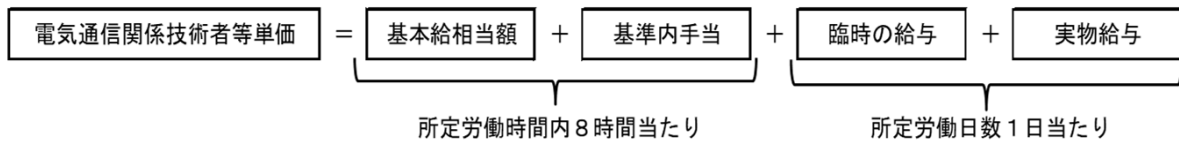
電気通信設備の現場設置に従事する技術労働者のうち、電気通信設備設置において、相当程度の専門的知識と経験を持ち、主体的にその業務を行うことのできる者をいう。

#### ② 電気通信技術員

電気通信設備の現場設置に従事する技術労働者のうち、電気通信設備設置において、ある程度の専門的知識と経験を持ち、技術者の指示によりその業務を行うことのできる者をいう。

### (2) 労務単価の構成

- ① 基本給相当額
- ② 基準内手当（当該職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当）
- ③ 臨時の給与（賞与等）
- ④ 実物給与（食事の支給等）



### (3) 労務単価に含まれない賃金、手当、経費

- ① 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金
- ② 各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた労働に対する手当
- ③ 現場管理費（法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等）及び一般管理費等の諸経費

注1) 掲載する労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。

注2) 掲載する労務単価には、時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた手当等は含まれていない。

## 6 港湾請負工事積算基準関係単価

### (1) 労務単価

別途「港湾請負工事積算基準（国土交通省港湾局）」に定める労務単価は、下表のとおりとする。

単価コード	職 種 名	世代	労務単価	割増対象 賃金比 (A)	1時間当り割増賃金係数K			摘 要
					時間外 A/8*1.25	休 日 A/8*1.35	深 夜 A/8*0.25	
	船団長	4/1～	29,500	0.713	0.111	0.120	0.022	高級船員を準用
		3/1～	30,400	0.744	0.116	0.126	0.023	
	潜水世話役	4/1～	50,400	0.826	0.129	0.139	0.026	潜水土を準用
		3/1～	52,900	0.810	0.127	0.137	0.025	

注1) 掲載する労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。

注2) 掲載する労務単価には、時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた手当等は含まれていない。

### (2) 乗船手当

別途「港湾請負工事積算基準（国土交通省港湾局）」に定める乗船手当は、下表のとおりとする。

単価コード	職 種 名	単 位	単 価			摘 要
			4/1～	3/1～		
	乗船手当（船団長）	人・日	2,854			
	乗船手当（高級船員）	人・日	2,854			
	乗船手当（普通船員）	人・日	2,336			

### (3) 日額旅費

単価コード	職 種 名	単 位	単 価			摘 要
			4/1～	3/1～		
	船団長旅費（片道・人当り）	人				
	高級船員旅費（片道・人当り）	人				
	普通船員旅費（片道・人当り）	人				



(3) 生コンクリート

(最寄道路渡し1m3当り)

無筋 及び 鉄筋別	単価コード	構造物の種類	コンクリート 種類別	呼び強度 (N/mm <sup>2</sup> )	スランブ (cm)	粗骨材 最大寸法 (mm)	最小セメント 使用量 (kg/m <sup>3</sup> )	最大水 セメント比 (%)	世代	単 価								
										山形	寒河江	村山	新庄	米沢	長井	小国	庄内	温海
無		標準仕様基準における区分番号：② 均しコンクリート、基礎コンクリート、 側溝(U・L型)、管渠巻立、集水鉢、石積 (塼)・ブロック種(塼)の隅込・裏込、ガー ドクーブル基礎(端未支柱)、トンネル覆 工(インハート)、擁壁、水路、重力式構 造物(橋台)、護岸(法留・平張)、根固ブ ロック	普通 コンク リート	18	8	40	—	60	4/1~									
筋		標準仕様基準における区分番号：③ 【港湾関係】 海岸構造物、消波ブロック	普通 コンク リート	18	8	40	—	55	4/1~									
コ		標準仕様基準における区分番号：④-1 トンネル覆工 (NATM、小断面、矢板工法アーチ、 側壁)	普通 コンク リート	18	15	40	270	60	4/1~									
ン									7/1~									
ク		標準仕様基準における区分番号：⑤ 砂防ダム(堤体、側壁、水叩)	普通 コンク リート	18	5	40	—	60	4/1~									
リ									7/1~									
ト		標準仕様基準における区分番号：⑥ 砂防ダム(堤冠部)	普通 コンク リート	21	5	40	—	60	8/1~									
									10/1~									
									3/1~									
									4/1~									
									7/1~									
									8/1~									
									10/1~									
									3/1~									

□：臨時改定対象資材

(最寄道踏渡し1m3当り)

無 筋 及 び 鉄 筋 別	単 価 コ ー ド	構 造 物 の 種 類	コ ン ク リ ー ト 種 類 別	呼 び 強 度 (N/mm <sup>2</sup> )	ス ラ ン プ (cm)	粗 骨 材 最 大 寸 法 (mm)	最 小 セ ン ト 使 用 量 (kg/m <sup>3</sup> )	最 大 水 セ ン ト 比 (%)	世 代	単 価										
										山 形	寒 河 江	村 山	新 庄	米 沢	長 井	小 国	庄 内	温 海		
		標準仕様基準における区分番号：⑦ コンクリート張工	普通 コンクリート	16	3	25(20)	265	60	4/1~											
無 筋									7/1~											
									8/1~											
									10/1~											
									3/1~											
									4/1~											
コ ン ク リ ー ト		水中コンクリート	普通 コンクリート	18	12	40	370	50	4/1~					17,150 (17,350)	19,650 (19,850)					
									10/1~					20,150 (20,350)	22,650 (22,850)					
									12/1~					20,150 (20,350)	22,650 (22,850)					
									4/1~											
									7/1~											
									8/1~											
									10/1~											
									3/1~											

□：臨時改定対象資材

(最寄道踏渡し1m3当り)

無筋 及び 鉄筋別	単価コード	構造物の種類	コンクリート 種類別	呼び強度 (N/mm <sup>2</sup> )	スランプ (cm)	粗骨材 最大寸法 (mm)	最小セメント 使用量 (kg/m <sup>3</sup> )	最大水 セメント比 (%)	世代	車								
										山形	寒河江	村山	新庄	米沢	長井	小国	庄内	温海
鉄		標準仕様基準における区分番号：⑨ 側溝蓋、井筒、潜函、堰、水門、ポンプ 場	普通 コンク リート	21	8	25(20)	-	55	4/1~									
									7/1~									
									8/1~									
筋		標準仕様基準における区分番号：⑩-2 側溝蓋、井筒、潜函、堰、水門、ポンプ 場	普通 コンク リート	21	12	25(20)	-	55	4/1~									
									7/1~									
									8/1~									
コ		標準仕様基準における区分番号：⑪ 側溝蓋、井筒、潜函、堰、水門、ポンプ 場 (海上の影響を受ける構造物)	普通 コンク リート	21	8	25(20)	330	45	4/1~									
									7/1~									
									8/1~									
ン		標準仕様基準における区分番号：⑫-2 側溝蓋、井筒、潜函、堰、水門、ポンプ 場 (海上の影響を受ける構造物)	普通 コンク リート	21	12	25(20)	330	55	4/1~									
									7/1~									
									8/1~									
ク		標準仕様基準における区分番号：⑬ 側溝蓋、井筒、潜函、堰、水門、ポンプ 場 (海上の影響を受ける構造物)	普通 コンク リート	24	8	25(20)	-	55	4/1~									
									7/1~									
									8/1~									
リ		標準仕様基準における区分番号：⑭-2 側溝蓋、井筒、潜函、堰、水門、ポンプ 場 (海上の影響を受ける構造物)	普通 コンク リート	24	12	25(20)	-	55	4/1~									
									7/1~									
									8/1~									
ー		標準仕様基準における区分番号：⑮-2 側溝蓋、井筒、潜函、堰、水門、ポンプ 場 (海上の影響を受ける構造物)	普通 コンク リート	24	12	25(20)	-	55	4/1~									
									7/1~									
									8/1~									
ト		標準仕様基準における区分番号：⑯-2 側溝蓋、井筒、潜函、堰、水門、ポンプ 場 (海上の影響を受ける構造物)	普通 コンク リート	24	12	25(20)	-	55	4/1~									
									7/1~									
									8/1~									
		標準仕様基準における区分番号：⑰-2 側溝蓋、井筒、潜函、堰、水門、ポンプ 場 (海上の影響を受ける構造物)	普通 コンク リート	24	12	25(20)	-	55	4/1~									
									7/1~									
									8/1~									
		標準仕様基準における区分番号：⑱-2 側溝蓋、井筒、潜函、堰、水門、ポンプ 場 (海上の影響を受ける構造物)	普通 コンク リート	24	12	25(20)	-	55	4/1~									
									7/1~									
									8/1~									
		標準仕様基準における区分番号：⑲-2 側溝蓋、井筒、潜函、堰、水門、ポンプ 場 (海上の影響を受ける構造物)	普通 コンク リート	24	12	25(20)	-	55	4/1~									
									7/1~									
									8/1~									
		標準仕様基準における区分番号：⑳-2 側溝蓋、井筒、潜函、堰、水門、ポンプ 場 (海上の影響を受ける構造物)	普通 コンク リート	24	12	25(20)	-	55	4/1~									
									7/1~									
									8/1~									
		標準仕様基準における区分番号：㉑-2 側溝蓋、井筒、潜函、堰、水門、ポンプ 場 (海上の影響を受ける構造物)	普通 コンク リート	24	12	25(20)	-	55	4/1~									
									7/1~									
									8/1~									
		標準仕様基準における区分番号：㉒-2 側溝蓋、井筒、潜函、堰、水門、ポンプ 場 (海上の影響を受ける構造物)	普通 コンク リート	24	12	25(20)	-	55	4/1~									
									7/1~									
									8/1~									

□ : 臨時改定対象資材

(最寄道踏渡し1m3当り)

無 筋 及 び 鉄 筋 別	単 価 コ ー ド	構 造 物 の 種 類	コ ン ク リ ー ト 種 別	呼 び 強 度 (N/mm <sup>2</sup> )	ス ラ ン プ (cm)	粗 骨 材 最 大 寸 法 (mm)	最 小 セ ン ト 使 用 量 (kg/m <sup>3</sup> )	最 大 水 セ ン ト 比 (%)	世 代	単 価									
										山 形	寒 河 江	村 山	新 庄	米 沢	長 井	小 国	庄 内	温 海	
鉄		標準仕様基準における区分番号：⑬ 深礎	普通 コンク リート	24	8	40	—	55	4/1~										
筋		標準仕様基準における区分番号：⑬-2 深礎	普通 コンク リート	24	12	40	—	55	4/1~										
コ		標準仕様基準における区分番号：⑭ 非合成桁床版	普通 コンク リート	24	8	25(20)	300	55	4/1~										
ン		標準仕様基準における区分番号：⑭-2 非合成桁床版	普通 コンク リート	24	12	25(20)	300	55	4/1~										
ク		標準仕様基準における区分番号：⑮-1 リバース杭、ベント杭	普通 コンク リート	30	18	40	350	55	4/1~										
リ									7/1~										
ー									8/1~										
ト		標準仕様基準における区分番号：⑮-2 リバース杭、ベント杭	普通 コンク リート	30	18	25(20)	350	55	4/1~										
									7/1~										
									8/1~										
									10/1~										
									3/1~										
									廃止										

□ : 臨時改定対象資材

(最寄道踏渡し1m3当り)

無 及 び 鉄 筋 の 鉄 筋 別	単 価 コ ー ド	構 造 物 の 種 類	コ ン ク リ ー ト 種 別	呼 び 強 度 (N/mm <sup>2</sup> )	ス ラ ン プ (cm)	粗 骨 材 最 大 寸 法 (mm)	最 小 セ ン ト 使 用 量 (kg/m <sup>3</sup> )	最 大 水 セ ン ト 比 (%)	世 代	備										
										山 形	寒 河 江	村 山	新 庄	米 沢	長 井	小 国	庄 内	温 海		
鉄		標準仕様基準における区分番号：⑩ PC橋(橋桁、床版)、合成桁床版、プレ レテンI桁中詰、PCホロースラブ中詰	普通 コンク リート	30	8	25(20)	—	55	4/1~											
筋									7/1~											
コ									8/1~											
ン									10/1~											
ク									12/1~											
リ												廃止								
ー									3/1~											
ト		標準仕様基準における区分番号：⑪ PCフェラメン橋、オールステーション による場所打ボステン桁	普通 コンク リート	36	8	25(20)	—	55	4/1~											
									7/1~											
									8/1~											
									10/1~											
									12/1~											
												廃止								
									3/1~											

□ : 臨時改定対象資材

(最寄道踏渡し1m3当り)

無筋 及び 鉄筋別	単価コード	構造物の種類	コンクリート の種類別	呼び強度 (N/mm <sup>2</sup> )	スランブ (cm)	粗骨材 最大寸法 (mm)	最小セメント 使用量 (kg/m <sup>3</sup> )	最大水 セメント比 (%)	世代	車 備										
										山形	寒河江	村山	新庄	米沢	長井	小国	庄内	温海		
鉄		標準仕様基準における区分番号：⑩-2 PCフレアメン橋、オールステージング による場所打ボステン桁	普通 コンク リート	36	12	25(20)	-	55	4/1~											
									7/1~											
									8/1~											
									10/1~											
									12/1~											
									3/1~											
									4/1~											
									7/1~											
									8/1~											
									10/1~											
									3/1~											
									4/1~											
コ		標準仕様基準における区分番号：⑧ ボステン主桁	普通 コンク リート	40	8	25(20)	-	55	4/1~											
									7/1~											
									8/1~											
									10/1~											
									3/1~											
									4/1~											
									7/1~											
									8/1~											
									10/1~											
									3/1~											
									4/1~											
									ン		標準仕様基準における区分番号：⑧-2 ボステン主桁	普通 コンク リート	40	12	25(20)	-	55	4/1~		
7/1~																				
8/1~																				
10/1~																				
3/1~																				
4/1~																				
7/1~																				
8/1~																				
10/1~																				
3/1~																				
4/1~																				
ク		標準仕様基準における区分番号：⑩-1 コンクリート舗装	舗装 コンク リート	曲げ4.5	2.5	40	-	55										4/1~		
									7/1~											
									8/1~											
									10/1~											
									3/1~											
									4/1~											
									7/1~											
									8/1~											
									10/1~											
									3/1~											
									4/1~											
									リ									4/1~		
7/1~																				
8/1~																				
10/1~																				
3/1~																				
4/1~																				
7/1~																				
8/1~																				
10/1~																				
3/1~																				
4/1~																				
ト																		4/1~		
									7/1~											
									8/1~											
									10/1~											
									3/1~											
									4/1~											
									7/1~											
									8/1~											
									10/1~											
									3/1~											
									4/1~											

□：臨時改定対象資材

(8) その他鋼材

単価コード	名称 規格1 規格2	単位	単 価									摘 要			
			4/1~	7/1~	8/1~	9/1~	10/1~	11/1~	12/1~	1/1~	2/1~		3/1~		
	定着金具 (φ17mm用) ボックスカルバート縦締用	組													
	足掛金物 ダクタイル合成樹脂被覆 W=150 M2S 現場打用	個													W=150mm
	足掛金物 ダクタイル合成樹脂被覆 W=300 30S 現場打用	個													W=300mm
	電気溶接棒 軟鋼用 4mm E4319	kg													
	電気溶接棒 高張力鋼用 5mm E4916	kg													
	電気溶接棒 溶接ワイヤー ノンガス 3.2mm	kg													
	洋釘 丸釘 38mm	kg													
	洋釘 大小取混ぜ	kg													
	亜鉛めっき鉄線2種 #6 5.0mm	kg													
	亜鉛めっき鉄線2種 #8 4.0mm	kg													
	亜鉛めっき鉄線2種 #10 3.2mm	kg													
	亜鉛めっき鉄線2種 #12 2.6mm	kg													
	六角ボルト (亜鉛メッキ) φ16mm L=35cm	本	340					360							合掌枠用
	六角ボルト (亜鉛メッキ) φ16mm L=32cm	本	330					390							合掌枠用
	六角ボルト (亜鉛メッキ) φ16mm L=60cm	本	390					470							片法枠用
	六角ボルト (亜鉛メッキ) φ16mm L=54cm	本	380					450							片法枠用
	六角ボルト (亜鉛メッキ) φ16mm L=45cm	本	330					390							片法枠用
	六角ボルト (亜鉛メッキ) φ16mm L=40cm	本	320					380							片法枠用
	三角座金 (亜鉛メッキ) 50×50mm×30°	個	180					220							片法枠用
	スクラップ費 特級A 山形単価	t													山形県単価 ヘビー H1
	スクラップ費 特級B 山形単価	t													山形県単価 ヘビー H2

  : 臨時改定対象資材

9 燃料、油類

(最寄道路渡し)

単価コード	名称 規格1 規格2	単位	単 価								摘 要	
			4/1~	7/1~	8/1~	9/1~	10/1~	12/1~	1/1~	3/1~		
	ガフリン レギュラー スタンド	L										
	灯油 白灯油 業務用	L										18L缶(配達付)
	軽油 1. 2号	L										引取税が課税の場合 バトロール給油
	軽油 1. 2号(船舶用)	L										引取税が免除の場合 バトロール給油
	酸素ガス ボンベ	m <sup>3</sup>										
	アセチレンガス ボンベ	kg										
	プロパン 工業用・業務用 ボンベ	kg										
	重油 A重油 1種1号	L										ローリー
	混合油 混合比 1:20	L	167		170	168	167	168				
	練炭 マッチ練炭 4号	個										
	コンロ 4号用 鉄製	個	1,680									

軽油引取税の免税取扱いについて

事前に関係当局(各総合支庁総務企画部税務課)と十分協議し、免税を適用する機械をあらかじめ確認する必要がある。

(イ) 適用範囲

主にダム工事の場合で、鉱物(岩石および砂利を含む)の掘採事業場(砂利を洗浄する場所を含む)内において、もっぱら鉱物の掘採、積込、または運搬のために使用する機械(道路運送車両法第4条の規定に登録を受けているものを除く)の動力源の用途に使用する場合。  
港湾、海岸工事の場合で船舶の動力源の用途に使用する場合。

(ロ) 軽油単価

地方税法第144条の6に掲げる免税証の交付があった場合(法144条の21第1項)、道府県の知事の承認があった場合(法144条の31第4又は第5項)に限り、軽油価格は引取税が免税の場合の単価を計上する。軽油引取税の税率は32,100円/Kℓとする(2024年3月31日までの特例)。(本則税率は15,000円/Kℓ)

(ハ) [参 考]

①地方税法第144条の6

道府県は、石油化学製品を製造する事業を営む者が当該事業場においてエチレンその他政令で定める石油化学製品を製造するためにその原料の用途その他の政令で定める用途に供する軽油の取引に対しては、第144条の21第1項の規定による免税証の交付の有った場合又は第144条の31第4項若しくは第5項の規定による道府県知事の承認があった場合に限り、軽油引取税を課さないものとする。

②地方税法附則第12条の2の8(2024年3月31日までの特例)

軽油引取税の税率は、第144条の10の規定にかかわらず、当分の間、1キロリットルにつき32,100円とする。(本則税率は15,000円/Kℓ)

②地方税法施行令附則第12条の2の7第7項

法附則第12条の2の7第1項第5号に規定する木材加工業その他の政令で定める事業は、次の表の上欄に掲げるものとし、同号に規定する当該事業において使用する機械の動力源の用途他の政令で定める用途は、同表上欄に掲げる事業を営むものについて、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。(表は省略)

  : 臨時改定対象資材



単価コード	名称 規格1 規格2	単位	単 価									摘 要			
			4/1~	7/1~	8/1~	9/1~	10/1~	11/1~	12/1~	1/1~	2/1~		3/1~		
	中厚板 規格エキストラ SMA570W(Q) 6 ≤ t ≤ 20	t													
	中厚板 規格エキストラ SMA570W(Q) 20 < t ≤ 38	t													
	中厚板 規格エキストラ SMA570W(Q) 38 < t ≤ 50	t													
	中厚板 寸法エキストラ(厚みエキストラ) 25 < t ≤ 50 5mm又はその端数毎加算	t													
	H形鋼 規格エキストラ SS400 38 < t ≤ 70mm	t													
	CT形鋼エキストラ 素材H形鋼 175~250シリーズ	t													サイズエキストラ含む
	CT形鋼エキストラ 素材H形鋼 300シリーズ以上	t													サイズエキストラ含む
	CT形鋼エキストラ 素材H形鋼 150シリーズ以下	t													サイズエキストラ含む
	H形鋼 規格エキストラ SMA400AW t ≤ 38	t													
	等辺山形鋼 規格エキストラ SS400	t													
	不等辺山形鋼 規格エキストラ SS400	t													
	溝形鋼 規格エキストラ SS400	t													
	溝形鋼 規格エキストラ SMA400AW	t													
	スクラップ 鉄 ヘビー H1	t													ヘビーH1 新潟単価 10/1~ 宇都宮単価
	スクラップ ステンレス 新断 18Cr	kg													新断18Cr-8Ni 10/1~ 宇都宮単価
	ガス管 黒ねじ無し管 SGP 32~125A	t													新潟単価 10/1~ 宇都宮単価
	ガス管 黒ねじ無し管 SGP 150~200A	t													新潟単価 10/1~ 関東単価
	ステンレス管 SUS304 20A 厚2.0mm	t													新潟単価 10/1~ 関東単価
	ジベル SS400 φ22×150	本													
	排水桝 SC450	kg	2,360					2,480							
	排水桝 FC250	kg	1,130												

スクラップ : 臨時改定対象資材

単価コード	名称 規格1 規格2	単位	単 価									摘 要		
			4/1~	7/1~	8/1~	9/1~	10/1~	11/1~	12/1~	1/1~	2/1~		3/1~	
	構造用角形鋼管 (STKR400) 4.5×100×100	t												新潟単価 10/1~ 東京単価
	構造用角形鋼管 (STKR400) 6.0×100×100	t												新潟単価 10/1~ 東京単価
	構造用角形鋼管 (STKR400) 3.2×75×45	t												新潟単価 10/1~ 東京単価
	構造用角形鋼管 (STKR400) 3.2×75×75	t												新潟単価 10/1~ 東京単価
	構造用角形鋼管 (STKR400) 3.2×125×75	t												新潟単価 10/1~ 東京単価
	構造用角形鋼管 (STKR400) 4.5×150×100	t												新潟単価 10/1~ 東京単価
	棒鋼 SR235 径16	t												新規 10/1~ 宇都宮単価
	棒鋼 SD295A D16~22	t												新潟単価 10/1~ 宇都宮単価
	棒鋼 SS400 径13	t												新潟単価 10/1~ 東京単価
	棒鋼 SS400 径16~22	t												新潟単価 10/1~ 東京単価
	ステンレス丸棒 SUS304 径10.0	kg												新潟単価 10/1~ 関東単価
	ステンレス丸棒 SUS304 径16.0	kg												新潟単価 10/1~ 関東単価
	摩擦接合用高力ボルト (六角) F10T M22×60	組												北陸単価 10/1~ 関東単価
	摩擦接合用高力ボルト (六角) F10T M22×65	組												北陸単価 10/1~ 関東単価
	摩擦接合用高力ボルト (六角) F10T M22×70	組												北陸単価 10/1~ 関東単価
	摩擦接合用高力ボルト (六角) F10T M22×75	組												北陸単価 10/1~ 関東単価
	摩擦接合用高力ボルト (六角) F10T M22×80	組												北陸単価 10/1~ 関東単価
	摩擦接合用高力ボルト (六角) F10T M22×85	組												北陸単価 10/1~ 関東単価
	摩擦接合用高力ボルト (六角) F10T M22×90	組												北陸単価 10/1~ 関東単価
	摩擦接合用高力ボルト (六角) F10T M22×95	組												北陸単価 10/1~ 関東単価
	摩擦接合用高力ボルト (六角) F10T M22×100	組												北陸単価 10/1~ 関東単価

  : 臨時改定対象資材

# 第IV編 計画調査用単価

## IV-1 設計業務委託等技術者単価

業務区分	費用区分	単価コード	職 種 名	世代	基準日額	割増対象賃金比	摘 要
測 量 業 務	直 接 人 件 費		測量主任技師	4/1～	48,000	0.60	
				3/1～	51,000	0.60	
			測量技師	4/1～	42,200	0.55	
				3/1～	44,000	0.55	
			測量技師補	4/1～	32,400	0.60	
				3/1～	34,300	0.60	
			測量助手	4/1～	31,100	0.60	
				3/1～	32,200	0.55	
			測量補助員	4/1～	25,400	0.65	
				3/1～	27,000	0.60	
航 空 ・ 船 舶 業 務	直 接 人 件 費		操縦士	4/1～	55,300	0.40	
				3/1～	53,600	0.65	
			整備士	4/1～	42,200	0.55	
				3/1～	40,400	0.60	
			撮影士	4/1～	39,300	0.65	
				3/1～	41,600	0.60	
			撮影助手	4/1～	31,800	0.65	
				3/1～	33,800	0.60	
			測量船操縦士	4/1～	31,400	0.50	
				3/1～	33,500	0.55	
地 質 業 務	直 接 人 件 費		地質調査技師	4/1～	50,100	0.55	
				3/1～	53,800	0.55	
			主任地質調査員	4/1～	36,800	0.55	
				3/1～	39,100	0.55	
			地質調査員	4/1～	27,200	0.55	
				3/1～	29,100	0.55	
設 計 業 務	直 接 人 件 費		主任技術者	4/1～	70,600	0.60	
				3/1～	74,900	0.55	
			理事・技師長	4/1～	66,900	0.50	
				3/1～	70,900	0.55	
			主任技師	4/1～	58,600	0.55	
				3/1～	62,200	0.55	
			技師（A）	4/1～	51,200	0.60	
				3/1～	55,200	0.55	
			技師（B）	4/1～	41,600	0.60	
				3/1～	45,300	0.55	
			技師（C）	4/1～	32,800	0.60	
				3/1～	35,600	0.55	
			技術員	4/1～	29,000	0.60	
				3/1～	31,600	0.55	

- 注1) 外注契約における技術者単価や雇用契約における技術者への支払い賃金を拘束するものではない。  
 注2) 掲載する労務単価には、時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件又は作業内容を越えた手当等は含まれていない。

#### IV-2 電気通信関係点検技術者等単価

業務区分	費用区分	単価コード	職種名	世代	基準日額	割増対象賃金比	摘要
電気通信施設運転監視点検業務	直接人件費		点検技術者（電気）	4/1～	33,000	0.66	
				3/1～	34,800	0.68	
			点検技術員（電気）	4/1～	25,400	0.66	
				3/1～	26,800	0.68	
			運転監視技術員	4/1～	25,400	0.66	
				3/1～	26,800	0.68	

注1) 外注契約における技術者単価や雇用契約における技術者への支払い賃金を拘束するものではない。  
 注2) 掲載する労務単価には、時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件又は作業内容を越えた手当等は含まれていない。

#### 【参考資料】職務の定義

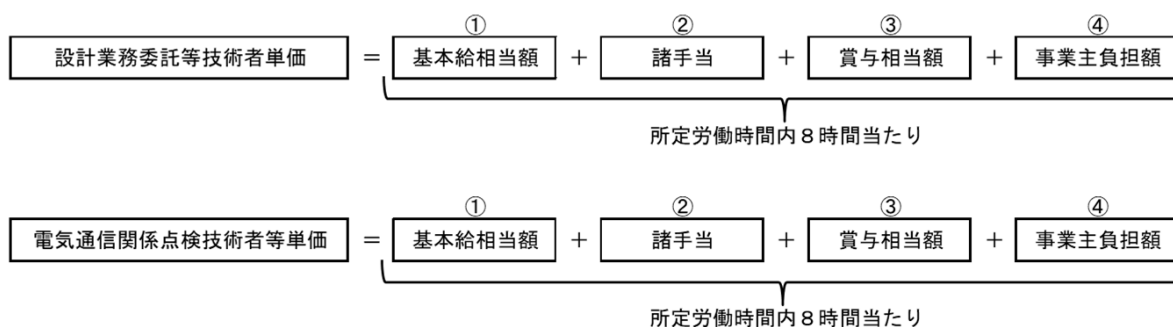
- ① 点検技術者（電気）  
電気通信施設の点検業務に従事する技術労働者のうち、電気通信設備点検において、相当程度の専門的知識と経験を持ち、主体的にその業務を行うことのできる者をいう。
- ② 点検技術員（電気）  
電気通信施設の点検業務に従事する技術労働者のうち、電気通信設備点検において、ある程度の専門的知識と経験を持ち、点検技術者の指示によりその業務を行うことのできる者をいう。
- ③ 運転監視技術員  
電気通信施設の運転監視業務に従事する管理技術者の指揮・命令下でその業務を行うことのできる者をいう。

#### IV-3 技術者等単価の構成

##### (1) 技術者単価の構成

設計業務委託等技術者単価と電気通信関係点検技術者単価は、下記にて構成される。

- ① 基本給相当額
- ② 諸手当（役職、資格、通勤、住宅、家族、その他）
- ③ 賞与相当額
- ④ 事業主負担額（退職金積立、健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険、介護保険、児童手当）



##### (2) 技術者単価に含まれない賃金、手当、経費

- ① 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金
- ② 各職種の通常の作業条件又は作業内容を越えた労働に対する手当

##### (3) 留意事項

- ① 外注契約における技術者単価や雇用契約における技術者への支払い賃金を拘束するものではない。